

馬生会館避難所開設要領

(避難所の開設)

1. 比較的小規模の地震及び台風、風水害等で、避難者が想定される場合は、公的避難所が開設されている状況にあっても、正副隊長の協議により、必要に応じ馬生会館に避難所を開設する。

(館内の避難施設等)

2. 館内の休養室(和室)を避難所に充てる。貸与品として毛布を用意する。

(受け入れ対象者)

3. 避難の受け入れ対象者は、和合町自治会員とする。

(避難の申し込み)

4. 避難希望者は、避難を必要とする時は、事前に馬生会館へ申し込む。
馬生会館 電話 053-472-8883

(避難の許可)

5. 隊長は、避難者から申し込みがあった時は、施設の収容能力の範囲内で、収容が可能であれば許可をする。

(避難所の入所及び退所)

6. 避難者は、入所及び退所の時には、別紙様式に必要事項を記載して提出する。

(避難期間)

7. 避難期間は一週間以内とする。この期間を超える避難が必要な時は、公的避難所に移動して頂く。

(避難者の心得)

8. 避難者は、寝具、食料等避難所で必要となると思われるものは全て持ち込むこと。
9. 会館は全館禁煙であることに留意すること。
10. ペットの持ち込みはしないこと。
11. コンロ、ロウソク等火器類の持ち込みはしないこと。(館内の炊事場は許可を得れば使用可)